

官民人材交流に係る各制度(概要)

区分	概要										備考 (採用等人数)
	根拠法令等	導入時期	概要等	身分	任期	給与	年金	医療	雇用保険		
公務活性化 のための民間 人材の採用	人事院規 則1-24	平成10年 4月	公務活性化のた めの民間人材の 採用	国の職員	なし	国が支給	国共済	国共済	適用除外	適用除外	平成17年度 126人
任用を定めた 職員	任用付職 員法	平成12年 11月	一般職の職員(研 究業務以外)とし て専門的知識終 験を有する者の 採用	国の職員	5年以内	国が支給	国共済	国共済	適用除外	適用除外	平成17年度 233人
任用付研究 員	任用付研 究員法	平成9年6 月	研究業務従事者 として専門的知識 経験を有する者を 採用	国の職員	【招へい型】 原則5年以内 (7年又は10 年まで可) 【若手育成型】 原則3年以内 (5年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	適用除外	平成17年度 23人
研究プロジェ クト	人事院規 則8-12	平成4年7 月	研究プロジェクト (5年以内)に従 事する者の採用	国の職員	研究事業終 了まで(5年以 内)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	適用除外	平成17年度 2人

採用

区分	根拠法令等	導入時期	概要等	身分		任期	給与	年金	医療	雇用保険	備考 (採用等人数)
				交流採用	交流派遣						
官民人事交流 双方向	官民人事交流法	平成12年 3月	国と民間企業の人事交流を通じて組織の活性化と人材育成を図る	国の職員(退職型)	国の職員(雇用継続型)	原則3年以内(5年まで可)	国が支給	国共済	国共済	適用除外	平成18年 72人
				民間企業従業員(国の身分を保有)							
法科大学院への派遣	法科大学院派遣法	平成16年 4月	裁判官、検察官等を法科大学院へ教員として派遣	派遣先の地位を取得(国の身分を保有)		原則3年以内(5年まで可)	派遣先が支給(派遣給あり)	【国立・私立】国共済 【公立】地共済(その場合、期間は通算)	【国立】国共済 【私立】健康保険、私学共済 【公立】地共済	適用除外	平成17年度 31人
				派遣先の地位を取得(国の身分を保有)							
退職 退職出向	なし	—	公庫等	公庫等職員	なし		公庫等が支給	国共済	健康保険	適用	平成17年度 3320人

注:1 上記の他に、研修、啓発として、国の職員が民間企業の業務を体験

2 国共済は、「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)」を、地共済は、「地方公務員共済組合法(昭和37年法律第152号)」を、私学共済は、「私立学校職員共済組合法(昭和28年法律第245号)」を指す。

制度の概要

1 民間からの採用

① 公務の活性化のための民間人材の採用

人事院規則1-24は、部内の育成では得られない高度の専門性や多様な経験を有する民間の人材を円滑に採用し、公務の活性化に資するための採用システムで、平成10年4月1日から導入された。

対象となるのは、1)公務外の実務経験等により高度の専門的な知識経験を有する民間の人材を採用する場合、2)新規の行政需要に対応するため、公務外の実務経験等により公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合、3)公務の能率的運営のため、公務と異なる分野における多様な経験等を通じて公務に有用な資質等を有する民間の人材を採用する場合である。

<平成17年度の採用状況>

126人 (10府省)

・制度発足以来の累積数(平成18年3月31日現在)

768人

② 任期を定めた職員の採用

任期付職員法(平成12年11月27日施行)に基づく任期付職員制度は、試験研究機関の研究員等を除く一般職の職員について、1)高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、2)専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合に、任期を定めた採用を行うことができるシステムである。

<平成17年度の採用状況>

233人 (15府省)

・制度発足以来の累積数(平成18年3月31日現在)

698人 (19府省)

③ 研究公務員の任期を定めた採用

ア 任期付研究員法に基づく任期制

任期付研究員法(平成9年6月4日施行)に基づく任期付研究員制度は、国の試験研究機関等で研究業務に従事する一般職の職員について、1)高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させるため特に優れた研究者を採用する「招へい型」と、2)当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させるため、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を採用する「若手育成型」の二つの場合に、任期を定めた採用を行うことができるシステムである。

<平成17年度の採用状況>

招へい型 23人

若手育成型 84人

・制度発足以来の累積数(平成18年3月31日現在)

招へい型 192人

若手育成型 995人

イ 人事院規則に基づく任期制(研究プロジェクトに係るもの)

人事院規則8-12(職員の任免)第15条の2第2項に基づく任期制は、国の試験研究機関等における研究プロジェクトの能率的遂行のため、民間企業や私立大学等から高度の専門的知識等を有する研究者を5年以内に終了する研究業務に受け入れる必要がある場合に任期を定めた採用ができるシステムであり、平成4年7月1日から施行された。

<平成17年度の採用状況>

2人

[制度発足以来の累積数(平成18年3月31日現在)33人]

2 双方向の交流

① 官民人事交流

官民人事交流法は、透明性・公開性を確保した公正な手続の下、公務の公正な運営を確保しつつ、人事交流を通じて官民の相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材の育成を図ることを目的として、平成12年3月21日から施行された。

官民人事交流は、一般職の職員をその身分を保有させたまま民間企業に派遣する交流派遣及び民間企業をいったん退職した者又は現に雇用されている者を引き続き一般職の常勤職員として採用する交流採用の双方向の人事交流からなっている。

<平成18年の交流状況>

交流派遣 16人 (6府省)

交流採用 72人 (9府省等) うち雇用継続型14人 (5府省等)

・制度発足以来の累積数 (平成18年12月31日現在)

交流派遣 56人 (10府省)

交流採用 251人 (13府省等)

(注) 雇用継続型の交流採用については、平成18年9月20日から

3 民間への派遣

① 法科大学院への派遣

司法制度改革の一環としての新たな法曹養成制度においては、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的な連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであることから、そのような実務に関する教育の実効性を確保するため、法科大学院派遣法により、裁判官及び検察官に加えて、行政実務に関する最先端の専門的な知識・経験を有する一般職の国家公務員を法科大学院に実務家教員として継続的かつ安定的に派遣する法科大学院派遣制度が設けられている。

<平成17年度の派遣状況>

31人 (うち検察官12人)

うち フルタイム型派遣による者 24人 (同10人)

パートタイム型派遣 7人 (同 2人)

② 研究休職

人事院規則 11-4 (職員の身分保障) により、任命権者は職員が研究所等において学術に関する研究等に従事する場合及び民間等の研究所等において科学技術に関する国、特定独立行政法人等との共同研究又はこれらの委託を受けて行われる科学技術に関する研究に従事する場合に休職にすることができることとされている。

<休職の状況 (平成17年7月1日現在) >

学術に関する研究等に従事する場合	296人
共同研究等に従事する場合	6人
(研究成果活用企業の役員等に兼業する場合)	0人)

4 退職出向

職員が、任命権者等の要請に応じ、引き続いて地方公共団体、公庫等（公庫その他特別の法律により設立された法人で、その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有するもののうち、政令で定めるもの）及び特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に使用される者等になるため退職するもの。

<平成17年度> 3,320人